

「甲賀市議会基本条例」

逐条解説

甲賀市議会

目次（逐条解説）

前文	2
第1章 総則	
第1条（目的）	3
第2条（定義）	3
第3条（議会の活動原則）	4
第4条（災害時の議会対応）	4
第5条（議員の活動原則）	5
第6条（会派）	5
第2章 市民と議会の関係	
第7条（市民参加及び市民との連携）	6
第3章 議会及び議員と市長等との関係	
第8条（議員と市長等との関係）	8
第9条（議会審議における論点情報の形成）	8
第10条（予算及び決算審議における説明資料）	9
第11条（地方自治法第96条第2項の議決事件）	9
第4章 討論の拡大	
第12条（討論による合意形成）	10
第5章 委員会の活動	
第13条（委員会の適切な運営）	11
第6章 政務活動費	
第14条（政務活動費の執行、報告）	12
第7章 議会及び議会事務局の体制整備	
第15条（議員研修の充実強化）	13

第16条（議会事務局の体制整備）	-----	13
第17条（議会図書室の設置、公開）	-----	13
第18条（議会広報の充実）	-----	14
第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇		
第19条（議員の政治倫理）	-----	15
第20条（議員定数）	-----	15
第21条（議員報酬）	-----	15
第9章 最高規範性で見直し手続		
第22条（最高規範性）	-----	16
第23条（議会及び議員の責務）	-----	16
第24条（条例の検証及び見直し手続）	-----	16
第10章 補則		
第25条（委任）	-----	17
付則	-----	17

「甲賀市議会基本条例」逐条解説

議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員による市の意思決定機関であり、市民の意思を代弁する責務と、行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っている。地方分権の進展とともに自治体の自主的な決定と責任範囲の拡大により、市民の代表機関として議会の果たす役割はますます大きくなっている。

議会と市長は、ともに市民の負託を受け、対等な関係の二元代表制のもとに一定の均衡を保ち、市民福祉の向上と市勢発展のため不断の努力を続けるものである。

議員及び議会活動は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報公開や、市民の政策活動への多様な参加を推進し、市長等の執行機関との緊張感を保ちながら議員間での自由討議を踏まえて、議員の資質を向上することにより、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すものである。

甲賀市議会は、市民憲章に掲げる「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

※二元代表制 地方自治体では、国の議院内閣制と異なり、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度。

※最高規範 行動や判断の基準・手本のなかで最も上位にあるもの。

※負託 責任を持たせて、任せること。

※討議 ある事項について意見を述べ合うこと。

上記の※印は用語解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会運営及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民が安全で安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

甲賀市議会基本条例をつくる目的を定めており、この条例で約束した事柄を守ることで、名実ともに市民の代表機関として、その責任をしっかりと果たしていきます。

※地方自治の本旨

日本の地方自治については、憲法第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」としており、ここでいう地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の二つの概念を持つ。「住民自治」とは、その地域における統治は中央政府機関によることなく、その地域の住民自身によって行われることであり、「団体自治」とは、国という1つのまとまりのある領土内において、一定の地域を基礎とする団体が、その地域内の公共事務をみずからの意思にもとづいて処理することである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で活動する人、団体及び事業者をいう。
- (2) 市長等 市長及び市の執行機関をいう。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市長等の市政運営状況を監視する。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案等市政に反映させるための議会運営に努める。
- (3) 市民に対して積極的に情報公開に取り組む。
- (4) 市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たす。
- (5) 市民の多様な参加を保障するような議会運営に努める。

【解説】

甲賀市議会では、議会の活動を明確にするため、基本原則として5つの項目を挙げています。

(災害時の議会对応)

第4条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、甲賀市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

【解説】

甲賀市議会では災害時においても議会機能を維持するため、甲賀市議会業務継続計画（議会BCP）を令和2年4月に策定し、この計画を議会基本条例に明記することで、計画に基づく災害対応を、公式な議会活動として位置付けようとするものです。（令和2年9月定例会改正）

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を保障する。
- (2) 市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表に留まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。

【解説】

甲賀市議会では個々の議員が、市民の代表として、市民全体の利益のために活動することを定め、その基本原則として3つの項目を挙げています。

①第1号 市民の代表である議員は、議員相互間の自由な討議を尊重し、保障することで市民の全体利益となるよう、議会の意思決定を最も適切なものへ導くよう活動します。

②第2号 個々の議員は、市政全般についての課題や意見、要望等の的確な把握や自己の不断の研さんに努めるよう活動します。

③第3号 一部の団体や地域にとらわれず市政全般にわたっての議員活動に努めます。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一理念をもつ議員により構成し、活動する。

3 会派は、政策立案及び政策提案に関し、必要に応じて会派間での調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

①第1項 多くの自治体議会と同様に甲賀市議会においても会派制をとっています。政策等における議会意思を決定していく上で、有効な機能である会派を結成することができます。

②第2項 会派は、基本的な理念、考え方等を同じくする議員で構成された集団であり、議会運営の中心的役割を果たします。

③第3項 多くの議員の賛同を得て、政策等の実現をしていくために、会派同士が協議し議会運営や政策等の合意に努めます。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公開し、透明性を高め、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の公開を原則とし、市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するよう努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものを市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議において必要があると認める場合は、これら提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

【解説】

①第1項 議会は、市民に対し活動の情報を公開し、透明性を高め説明責任を果たさなければならないことを定めています。

②第2項 会議（本会議、常任委員会、特別委員会を指し、議会運営委員会、特別委員会のうち議会改革特別委員会及び委員会協議会を除く）は、公開を原則とし、その説明責任を果たすために、市民との懇談会や議会報告会を開催するよう努めます。

③第3項 地方自治法の改正が、平成24年9月5日に公布されたことにより、本会議においても参考人制度及び公聴会制度が適用され、今まで以上に市民の専門的な見識等を議会に反映させるよう努めます。

④第4項 請願及び陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものを市民による政策提案と位置づけ、必要があると認める場合は、提出者等の意見を聴取する機会を設けなければならないことを定めています。

⑤第5項 議会報告会等を通じて、市民との意見交換の機会を設け、議会及び議員の政策形成が幅広く行われるよう図ります。

※参考人制度 本会議、委員会において調査又は審査のため必要があると認めるときに、参考人

として利害関係者や学識経験者等に出席を求め、これに応じて参考人が委員会で意見を述べる制度。

※公聴会制度 公聴会とは、重要案件の調査又は審査のため、本会議、委員会において必要に応じて利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度。参考人と異なり、議長の承認を得た上で開催の日時、場所及び意見を聴こうとする案件等を公示し、意見を述べる人を公募する制度。

※請願 請願とは、市民をはじめ、広く人々が、国又は地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ることをいう。

請願は憲法により定められた国民の権利であり、地方自治法の規定により、請願を提出するにあたっては議員の紹介が必要になる。

※陳情 実質的には「請願」と同じであるが、異なるのは法律上の根拠がなく議員の紹介も必要ない。

※審議 議会において付議事件について説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程。

第3章 議会及び議員と市長等との関係

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議において、二元代表制のもと、議員と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議会における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

3 市長等は、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て発言をすることができる。

【解説】

①第1項 甲賀市議会では、議会審議における議員と市長等は、二元代表制のもとで緊張感の保持に努めます。

②第2項 市民に分かりやすい方法で質疑応答をすることを定めています。

③第3項 市長等は、議員の質疑、質問に対し答弁するのが原則であるが、議員の質疑又は質問趣旨を確認するため、許可を得て発言できることについて定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、次に掲げる事項の説明を求め、議会審議における論点情報を整理し、政策等の水準を高めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

①第1項 甲賀市議会では、政策等の水準を高めるために、市長が提案する政策等について7項目にわたる事項の説明と整理を求めます。

②第2項 甲賀市議会においては、政策等が執行された後の評価についての審議にも努めます。

(予算及び決算審議における説明資料)

第10条 議会は、予算及び決算を審議するに当たって、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を求め、市長はこれに応えるよう努めるものとする。

【解説】

毎年行われる予算、決算についての審議の場においては、市民の負託を受けている市議会に対し、市長は分かりやすい説明資料の作成に努めるものであることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

(1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの

ア 甲賀市国土利用計画

イ 甲賀市行政改革大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、行政運営上特に重要な計画に関する事で議長が必要と認めるもの

【解説】

①第1号 議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項で定められていますが、その主なものは、条例、予算、決算、一定規模以上の契約締結等15項目です。又、第2項では、それら以外に重要なものは、別に条例で定め、追加することができるという規定になっています。甲賀市議会では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びこれに基づく基本計画の議決について定めています。

②現総合計画において政策に大きく関与する国土利用計画と行政改革大綱についても議決について定めています。(令和2年9月定例会改正、令和3年4月1日施行)

③第3号 前2号に定めるものの他、行政運営上特に重要な計画に関する事で、議長が必要と認めるものの議決について定めています。

※地方自治法第96条第2項 普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第4章 討論の拡大

(討論による合意形成)

第12条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、提出議案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、よりよい政策を実現するために、条例、意見書等の議案を積極的に提出し、議員相互間の討議の拡大に努めるものとする。

【解説】

①第1項及び第2項 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員間相互の討議を中心に努め、提出議案に対して十分な討論議論を尽くして合意形成に努めます。

②第3項 議員は、自らも積極的に条例、意見書等の議案を提出し、討論の拡大に努めます。

※討論 ある事項について意見を出し合って議論をたたかわせること。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第13条 議会は、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

①第1項 委員会（議会運営委員会、常任委員会、特別委員会）は、議会の内部機関として委員会の持つ専門性と特性を活かして行政課題等に速やかに対応するために、議会から付託を受けた事件の審査や議会の閉会中においても、所管に係る事項の調査を適切に進めることに努めます。

②委員会代表質問として、委員会の所管事務調査で十分に調査し、議論した成果を、委員会の総意として政策提案を行う制度です。委員会を基軸とした政策形成サイクルを実現するために、その一環として活用します。（令和2年9月定例会改正）

③第3項 甲賀市議会では、「議会だより」など広報誌においても審査結果報告を掲載していますが、市民からの要請に応じて、審査経過を説明し情報公開と意見交換することに努めます。

※審査 委員会において、議会の議決の対象となる議案や動議等特定の事件について、議論し一応の結論を出す一連の過程。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行、報告)

第14条 会派又は議員は、政策立案、提案、又は監視を行うための調査及び研究その他の活動に資するため交付される政務活動費を、別に定める甲賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年甲賀市条例第11号）に基づき適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、議長に対して領収書等を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を市民に報告しなければならない。

【解説】

①第1項 地方自治法の改正が、平成24年9月5日に公布されたことにより、政務調査費が政務活動費に改められ、議員の調査研究その他の活動内容が拡大されることになりました。甲賀市議会においても関連する条例の改正が平成25年3月議会において議決され、議員活動がより幅広く行われるよう支援することとなりました。政務活動費については、適正に執行されなければならないことを定めています。【甲賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年甲賀市条例第11号）】

②第2項 議員は、政務活動費による活動状況を市民に報告することを義務付けています。

※依拠 あるものに基づくこと、根拠とすること。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員の資質及び政策立案能力の向上のために、議員研修を充実強化するよう努めます。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議員の政策形成及び立案能力の向上に向けて議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めます。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室（以下「図書室」という。）を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、市民の誰もがこれを利用できるものとする。

【解説】

①第1項 議員の政策形成及び立案能力の向上のために議会図書室を設置し、充実するよう努めます。

②第2項 議会図書室は、市民の誰もが利用できることを定めています。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するものとする。

2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

①第1項 甲賀市議会は、議会独自の観点から市政に係る情報を市民に公表していきます。

②第2項 甲賀市議会では、多様な広報手段として、市議会だよりの編集や議会ホームページの公開、その他情報通信メディア等を活用することにより、市民が市議会及び市政に関心を持つような広報活動に努めます。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【解説】

議員は、市民代表としての倫理性を自覚し、良心と責任感を持ってその品位を保持し、識見を養うよう努めます。

(議員定数)

第20条 議員定数は、甲賀市議会議員定数条例（平成21年甲賀市条例第49号）で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たって、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

【解説】

①第1項 議員定数は、甲賀市議会議員定数条例（平成21年甲賀市条例第49号）により定めることとしています。

②第2項 甲賀市議会の議員定数の改正に当たっては、市政の現状や展望を踏まえて市民の意向を把握し、実情に合った定数とするよう検討していきます。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。

【解説】

①第1項 議員報酬は、甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）において定めることとしています。

②第2項 甲賀市議会の議員報酬の改正に当たっては、議員が提案する場合は、市政の現状や将来の展望を踏まえて、市民の意向を把握し、実情にあった議員報酬とするよう検討していきます。

第9章 最高規範性に見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範である。

2 議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定しないよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

①第1項 この条例は、議会における最高規範であることを定めています。

②第2項 議会に係る関係条例等は、「議会基本条例」との整合を図り、その趣旨に反するものとはならないよう努めます。

③第3項 議会は、一般選挙後の全議員に対し、最高規範である「議会基本条例」の研修を行うことについて定めています。

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

議会と議員は、この条例の理念、原則に基づき市民を代表する合議制機関としての責務を果たさなければならないことを定めています。 ※遵守 法律や道徳・習慣を守り、従うこと。

(条例の検証及び見直し手続)

第24条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含め議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

第1項 必要に応じて、この条例を検証することを定めています。

第2項 この条例を含めた議会関係条例等の適切な措置を定めています。

※検証 物事に当たって調べ、証明すること、証拠調べをすること。

第10章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2号の改正規定及び同号を同条第3号とし、同条第1号の次に1号を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（甲賀市議会議員政治倫理条例の一部改正）

- 2 甲賀市議会議員政治倫理条例（平成30年甲賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第19条」に改める。